

「固定資産税」について

お知らせ



《家屋を新増築、取り壊した人はご連絡ください》

固定資産税は、1月1日現在の所有者に対して課税されます。課税対象の状況をより的確に把握し、公平且つ適正な課税を行うために、次に該当するときは、住民税務課税務係までご連絡ください。

◎家屋を新増築又は取り壊した時（平成27年1月～12月の間）

◎登記していない家屋の所有者が変更になったとき

◎店舗や事務所として使用していた家屋を住宅用に変更した場合、又は居住用として使用していた家屋を店舗や事務所に変更したとき（住宅用地は一定の条件を満たすと税額の特例があります。）

申請期限 平成28年2月1日（月）

《事業用の償却資産をお持ちの人は償却資産の申告を》

事業用の償却資産を所有している人は、地方税法第383条の規定により毎年1月1日現在の状況（資産の名称、取得価格、取得年月、耐用年数など）を申告していただくことになっていきます。必ず期限までに申告書の提出をお願いします。eLTA X（エルタックス）地方税の電子申告もできます。

※申告の方法

◎前回に申告した人↓町から送付される申告書に平成27年1月2日から

平成28年1月1日までの増加・減少資産を記入してください。（増減のない人も必ず申告して下さい。）

◎新たに申告する人↓住民税務課税務係に必要な書類がありますので、ご連絡ください。

固定資産税（償却資産）の賦課期日は1月1日です。法人の事業年度の末日が賦課期日と異なる場合で、事業年度末以降賦課期日までに資産の増加・減少の異動があるときは、それらの資産についても申告してください。

提出期限 平成28年2月1日（月）

償却資産の主な種類

- ◎構築物↓門、塀、橋、駐車場などの舗装、広告設備、庭園など
- ◎機械及び装置↓旋盤、プレス、クレーン、発電・変電施設など

◎車両及び運搬具↓大型特殊自動車（フォークリフト、タイヤローラーなどの建設土木用車両、農耕用車両など）、動力運搬車など（小型特殊自動車については、軽自動車税の対象になりますので、償却資産の該当にはなりません。）

◎工具・器具・備品↓検査工具、治具、電気・ガス器具、理・美容器具、医療器具、冷暖房用機器、パソコン、陳列ケース、事務機器、自動販売機、レジスター、広告看板など

※太陽光発電設備を設置した場合の償却資産申告

太陽光パネルなどの太陽光発電設備（再生可能エネルギー）を設置した時は、固定資産税の課税対象となり、償却資産（固定資産）として町への申告が必要な場合があります。

◎建材型ソーラーパネルで、屋根材として家屋（固定資産）に該当する部分は、今回の申告・課税の対象外です。

◎農地や山林などを太陽光発電設備用地として利用した場合、地目が雑種地になり、その土地の評価額・固定資産税額が大きく上がります。

◎個人住宅で建材型ソーラーパネルでないもので、余剰電力であっても発電出力が10キロワット以上のもものは、課税対象となります。

《課税免除（過疎法）の確認と申請を》

◎過疎地域自立促進特別措置法により、町内に製造の事務所及び旅館業又は情報通信技術利用事業の用に供する設備（機械・装置並びに建物及びその附属設備）を新設又は増設した場合、左記条件が整えば、その固定資産税が3年間免除になります。この免除を受けるためには申請が必要になります。

該当者↓青色申告を行っている法人又は個人

適用要件↓新増設した設備の取得価格の合計が、2、700万円を超える場合（ただし、敷地については、取得後1年以内に建設着手したものに限り。）

課税免除期間↓課税初年度から3年間

申請期限 平成28年2月1日（月）（申請用紙は住民税務課税務係にあります。）

◎わがまち特例により、公共の危害防止施設・ノンフロン製品等（詳しくは町のホームページにも掲載されております。）について該当する場合は、特例措置があります。

申請期限 平成28年2月1日（月）（申請用紙は町のホームページからダウンロードできます。）

合併浄化槽設置しませんか

～合併浄化槽は汚染される河川の水質を浄化する唯一の解決策です～

今、入替えが大変お得!費用負担を次のとおり軽減し、単独槽等からの入替えを促進します。
今年度の申請の締切りは平成27年12月28日です。早めの計画、申請をお願いします。

1 エコ補助金を継続!

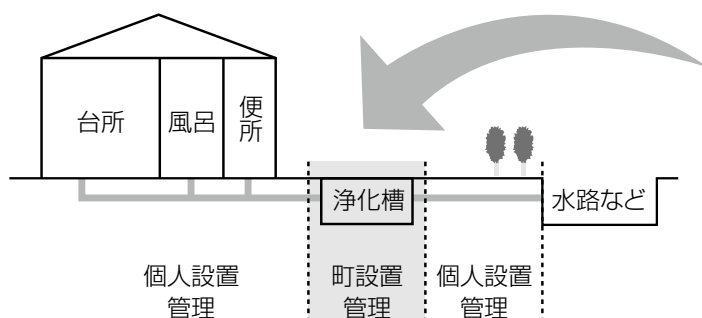
単独浄化槽、汲取り槽から合併浄化槽に入替え、年度内に使用開始する場合、下表の額を助成します。

※申請には、撤去前後の単独浄化槽・汲取り槽の写真が必要となります。

ただし、エコ補助金は来年度以降の継続は不明となっておりますので注意してください。

2 分担金軽減を継続!

大好評、平成30年3月(平成29年度)まで次のとおり軽減し、浄化槽を設置します。



人槽区分	分担金	使用料(月額)	エコ補助(予定)
5人槽	150,000円	3,800円	60,000円
7人槽	210,000円	4,600円	70,000円
10人槽	300,000円	5,500円	80,000円

※駐車場仕様は個人負担

3 単独浄化槽、撤去します。

単独槽、必要とあれば町が撤去します。ただし、撤去費10万円を超えた分は個人負担です。

4 設置規則を見直しました

今まで、合併浄化槽を設置する場所が狭く、設置できなかったお宅でも、出来るだけ設置できるように、対応いたしますので、一度役場に来てご相談ください。

5 合併浄化槽の必要性

下仁田町は水源の町であるため、清浄な水を下流へ流す重要な役割を担っています。

現在の水質汚濁の要因は、単独浄化槽または汲取りのご家庭からそのまま放流されている台所、風呂等からの生活排水が多くを占めており、その結果、川や水路を汚したり匂いを発生させたりしています。この水質汚濁を解決する唯一の方法が合併浄化槽です。

現在、単独浄化槽で処理を行っているご家庭では、すでにトイレが水洗化されているため合併浄化槽への転換のメリットがあまり無い様に思われますが、浄化槽を設置すればこれらの問題が解消され、更には環境保全につながります。

6 群馬県の汚水処理計画と町の現状

群馬県の汚水処理人口普及率(生活排水処理施設が整備されている区域の割合)は、平成25年度で76.3%で全国第37位であり、決して高くありません。

下仁田町の汚水処理人口普及率は、平成26年度で28.3%(5%上げるには約170基整備が必要)であり、水源の町であるにも関わらず群馬県で最下位を推移しています。県の平均値に近づけるには大変厳しいものがありますが、汚水処理人口向上のため皆様のご理解ご協力が必要です。

問合せ先 建設ガス水道課 土木管理係 ☎64-8807(直通)

役場へのご連絡は直通電話をご利用ください

役場庁舎では、下表のとおり担当課(係)に直通電話がかけられるようになっています。(平日午前8時30分～午後5時15分)

下仁田町役場庁舎内電話番号(ダイヤルイン)

82-2111(代)	下記以外、担当課が不明の場合	64-8805	産業観光課(商工係)
82-2110	総務課(地域安全係・行政係・広報)	64-8806	// (農林係・農業委員会)
64-8800	// (財政係・情報管理係)	64-8807	建設ガス水道課(土木管理係)
82-2112	住民税務課(住民係・年金)	64-8808	// (庶務係・ガス係・水道係)
82-2113	// (税務係・徴収係)	64-8809	地域創生課(企画政策係)
82-2114	会計課	64-8810	議会事務局
82-2115	教育委員会・教育課	64-8811	甘楽西部衛生施設組合(ゴミ収集等)
64-8801	健康課(国保係)	82-5490	保健環境課(保健センター)
64-8802	// (介護保険係)	70-3070	産業観光課(観光振興係)
64-8803	// (福祉係)	67-7500	下仁田町観光協会
64-8804	// (高齢者支援係・包括支援センター)		

火災発生を確認する『火災テレホンサービス』が変わりました!

たかさき消防共同指令センターに119番通報受付が変わることを受けまして、今まで富岡甘楽広域消防本部から自動音声により発信されてきた『火災テレホンサービス』は終了しました。

11月9日(月)からは、たかさき消防共同指令センターから自動音声により発信しています。

火災テレホンサービス ☎0180-99-2228(有料)

ダイヤル番号も変わりましたのでお間違えのないようご注意ください。

問合せ先 富岡甘楽消防本部 ☎62-4325

12月は廃棄物適正処理推進強化月間です。 不法投棄に注意しましょう。～不法投棄ゼロの町を目指して～

町ではゴミの減量化と資源の有効活用(リサイクル)を図り、生活環境の美化と自然環境の保全を目指して、ゴミの分別収集・有価物回収・美化ボランティア活動など、皆様のご協力のうえ実施しております。ところが山間部や河川等目立たない場所へのゴミ等の投棄が後を絶ちません。

不法投棄は法律で罰せられる犯罪ですが原因者の特定は困難であり、警察で捜査しても投棄者が判明しない場合は、やむを得ず町で処理を行っております。

個人や事業所の所有地の場合、不法投棄した人が行方不明であるか撤去する資力がないときは、自分で片づけなければならない場合もあります。自分の土地に大量のごみを捨てられないようにしっかりと管理しましょう。

住み良い環境の維持はもちろん、町のイメージアップ向上のため、皆さんの「地域の目」による不法投棄の抑止と万一不法投棄を発見した場合、係まで通報をお願いいたします。

問合せ先 保健環境課 環境係 ☎82-5490

群馬労働局の『総合労働相談コーナー』のご案内

「会社から辞めろと言われた」「職場でいじめがある」「労働条件を引き下げられた」など職場での問題でお悩みの労働者の皆さん、「労務管理に悩んでいる」「従業員への対応に困っている」事業主のみなさん、ぜひ『総合労働相談コーナー』をご利用ください。

群馬労働局では、県内9箇所に『総合労働相談コーナー』を設け、法律に関する相談・情報提供、助言、あっせんによる紛争解決援助サービスを行っています。事前予約は不要で利用は無料です。

詳しくは下記総合労働相談コーナーまでお問い合わせください。

■群馬労働局総合労働相談コーナー(群馬労働局企画室内) ☎027-896-4733

■高崎総合労働相談コーナー(高崎労働基準監督署内) ☎027-322-4661